

2号・3号認定の事由・保育の必要量

保育園等での保育を希望する方は、保護者の方それぞれが、以下の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態である場合、認定を受けることができます。

※認定期間中であっても、家庭保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。

| 事由 | 要件 | 認定期間 | 保育の必要量 (標準時間・短時間) |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 就労 | 「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合 | 就労証明書に記載どおり就労を継続している期間 ※有期雇用契約の方、産前産後休暇中(取得予定の方を含む)等の場合、最長の期間でないことがあります。 | 月120時間以上の就労 →標準時間 月120時間未満の就労 →保育短時間 ※月120時間未満であっても、就労形態により保育標準時間が適当である場合は、保育標準時間認定が可能です。 |
| 妊娠 出産 | 妊娠中か出産後間がない場合 | 産後8週間を経過する月の末日まで ※実際の誕生日によって、 <u>当初の認定期間より短くなる場合</u> があります。 | 保育標準時間 |
| 疾病 障害 | 保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、子どもの家庭保育にあたれない場合 | 診断書に記載された療養を必要とする | 保育短時間 |
| 介護 看護 | 同居の親族(長期間入院等をしている場合を含む)を、「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護または看護している場合 | 介護・看護を継続している期間 | 介護・看護を要する時間による |
| 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている場合(就労予定の場合を含む)※1 | 最長で、有効期間開始日から90日目を迎える日の属する月の末日まで | 保育短時間 ※就労予定の場合は、就労時間による |
| 就学 | 「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、学校(※2)に在学しているまたは職業訓練を受けている場合 | 卒業または修了予定月の末日まで | 就学時間による |
| その他 | 上記に類する状態で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合 | 保育が必要と認められる期間 | 保育短時間 |
| 下のお子さんの育児休業 ※入園時に取得している育児休業を除く | 既に保育園等に在園している子どもの保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合 | 育児休業に係る子どもが2歳になる日が属する年度の翌年度4月30日まで | 保育短時間 |

※1 求職活動中の要件は、申請日時点で既に求職活動中である必要があります。

※2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。